

共通番号制度(マイナンバー)を市民の立場から考えよう!

「韓国の住民登録番号制度」上映と番号制度学習会

◆日時 11月10日(月) 午後6時30分～9時

◆会場 世田谷区総合福祉センター3階研修室

(小田急線豪徳寺駅・梅丘駅歩7分 世田谷区松原6-41-7)

◆主催 共通番号制度を考える世田谷の会

(連絡先)世田谷市民運動・いち(世田谷区豪徳寺1-41-6 TEL03-3706-7204)

来年2015年10月、住民登録のある者すべてに「マイナンバー」という新しい背番号が通知されます。2016年1月からは様々な行政手続きや就職などの際に、マイナンバーを記載したカードを提示して番号を記入することが義務になります。2017年1月からは行政機関等で、税や社会保障(医療の給付情報、介護、障害、生活保護、母子、雇用、年金など)などの個人情報の共有利用が始まります。その後、民間にも利用を広げ、預金情報や医療の診療情報も情報共有することが予定されています。

この「マイナンバー」は、いま様々ある個人の番号をつなげる「共通番号」で、「国民総背番号」と言われてきたものです。この番号制度に対して政府みずからも「民主主義の危機をも招くおそれがある」と認識し、国家による個人情報の一元把握や個人情報の漏えい・差別的利用、不正利用や改ざんによる財産の被害などが生じることを認めています。さらに住民登録を失った人が行政サービスから排除されないか、世帯単位で通知される番号通知カードがDV加害者の手に渡らないか、など様々な不安も指摘されています。

この番号制度は、税と社会保障の給付と負担の公平や「真に手を差し伸べるべき者」へのサービス提供のために必要と説明されてきました。しかし番号制度による所得の把握に限界があることは政府も認めています。福祉や医療の利用の抑制に使われるおそれもあります。警察等の治安管理や特定秘密保護法でも利用されようとしています。番号制度の構築にかかる経費は不明確なままで、自治体の負担も大きくなる可能性があります。

世田谷区はこの番号制度を、国の法律で義務づけられている事務だけでなく、さらに区独自で積極的に利用し推進しようとしています。

「個人情報保護を最優先にする」と述べていますが、その内容は明らかではありません。

「韓国の住民登録番号制度」は、「番号先進国」韓国で2008年からの4年間で1億2千万人分の個人情報流出しなりすまし事件などが頻発している現実を描いたドキュメンタリーです。

11月には区民意見を聞くパブリックコメントも予定されています。

私たちはどうすべきか、一緒に考えましょう。



現地取材レポート
韓国の住民登録番号制度
頻発するプライバシー侵害、情報流出、なりすまし事件

※私たちは世田谷区の共通番号制度利用に対して以下の要望を予定しています。

- [1] 番号制度の利用は慎重に進めてください。
当面、現行の住基カードで行っている以上の独自利用は行わず、番号制度の実施状況をみながら、区民の意見を聞きつつ利用を検討するようにしてください。
- [2] 区民が自らの個人情報の利用をコントロールできるようにしてください。
 - 1) 利用・提供の本人選択を認めるよう国に求め、区としても検討をしてください。
 - 2) 警察等の利用中止を国に求めるとともに、区として対策を検討してください。
- [3] DVやストーカー等の被害につながらないための措置を明らかにしてください。
 - 1) 情報連携の際はかならず区が提供の判断するようにし、被害者の住民情報を提供しない措置を検討してください。
 - 2) 通知カードが確実に本人に渡る送付方法を示してください。
- [4] 個人番号カードについて
 - 1) 住基カードの交付状況をふまえ個人番号カードの普及は慎重にしてください。
 - 2) 区発行カードの一体化はせず、個人番号カードの任意交付の原則を守ること
 - 3) 住基カードの不正取得の状況を明らかにし、不正利用の対策を示してください。
 - 4) 個人番号カード発行の地方公共団体情報システム機構への委託をしないでください。
- [5] 住基ネットを基礎とした番号制度と住民票がない人への対応
 - 1) 住民登録のない人へのサービス提供の方法を明らかにしてください。
 - 2) 旧外国人登録者で住民票が作成されない在留外国人の人数と、どのようにサービス提供しているか明らかにしてください。
- [6] 番号制度の費用対効果を明らかにしてください。
 - 1) 番号制度を利用しなければ実現できない事務はなにか
 - 2) 番号制度関連の平成26年度予算と27年度予算の予定、今後かかる費用
 - 3) 予算および今後の経費の負担のうち、国の補助金と区の負担がいくらになるか
- [7] 区行政内の情報連携で番号制度は利用しないでください。
 - 1) 区の情報システムでどのように番号制度を活用するのか、明らかにしてください。
 - 2) 番号利用には条例制定などの負担が大きいですが、それでも活用するメリットは何か
- [8] 不正アクセスや漏えいの危険がある中間サーバーの共同化を利用しないでください。
- [9] マイ・ポータル利用は慎重に検討してください。
 - 1) 利用できない人への情報提供や権利保障をどうするか明らかにしてください。
 - 2) マイ・ポータルからの情報漏えいや不正利用の防止策を示してください。
 - 3) 「ワンストップ・サービス」「プッシュ型サービス」を区民がその必要性を感じているか調査してください。
- [10] 特定個人情報保護評価と区民への周知・意見募集について
 - 1) 制度開始時には、すべての利用事務についてパブコメを実施してください。
 - 2) 評価実施までに、わかりやすくどのように番号が使われるのか周知してください。
 - 3) 利用事務の対象となる区民に制度の説明をして意見を求めてください。
- [11] 実施の延期を国に要望し、区として個人情報保護措置を検討してください。
 - 1) 区として十分な検討と住民の意見の反映を保障してください。
 - 2) いままでの個人情報保護の取り組みをふまえた独自の保護措置を検討してください。
 - 3) 条例改正は個人情報保護審議会への報告で済ませず、諮問し検討してください。
 - 4) 区民への説明と積極的な情報の公開を行い、話し合いの場をもってください。